

## 岡山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公私立幼稚園間の保護者負担の格差の是正を図るため、予算の範囲内において岡山市私立幼稚園就園奨励費補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、学校教育法第4条(昭和22年法律第26号)により設置認可された私立幼稚園の設置者とする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助事業者が、岡山市に住所を有する満3歳以上の園児の保護者に対して行う保育料(授業料を含む。)及び入園料(以下「授業料等」という。)の減免とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、別表第1若しくは別表第2に掲げる区分に応じた額又は当該減免に係る授業料等の合計額のうち、いずれか低い額とする。ただし、途中入退園の園児に係る補助額については、岡山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が別に定める計算方法により算出した額又は当該減免に係る授業料等の合計額のうち、いずれか低い額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付申請は、この要綱に定める条項の適用を受けることについて同意をした上で、幼稚園就園奨励費補助金交付申請書(様式第1号)を教育委員会へ提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項に規定する期日は、毎年7月5日(この日が岡山市の休日を定める条例(平成元年市条例第44号)に規定する市の休日(以下「休日」という。)に当たるときにはその翌日)までとする。

3 規則第5条第1項第5号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書（様式第2,2-1,2-2,2-3号）
- (2) 園則その他の授業料等の金額を明らかにする書類
- (3) 幼稚園就園奨励費補助金に係る減免方法報告書（様式第3号）
- (4) 授業料等減免措置に関する一覧表（様式第4号）
- (5) 授業料等減免措置に関する調書（様式第5号）

4 前項第5号の調書には、補助事業者が行う授業料等の減免を受ける世帯すべての当該年度に係る市民税所得課税証明書を添付しなければならない。ただし、生活保護受給世帯にあっては福祉事務所長の生活保護の受給を証明する書類、養護施設入所園児にあっては児童相談所長の施設への収容を証明する書類によることができる。

5 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第1号から第4号までの書類の添付は要しないものとする。

（交付の決定）

第7条 規則第8条の通知は、幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書（様式第6号）により行うものとする。

2 教育委員会は、前項の通知を行ったときは、授業料減免措置台帳（様式第7号）を整備するものとする。

（異動届）

第8条 補助事業者は、減免該当者が年度途中に入退園した時には遅滞なく異動届（様式第8号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

（変更交付申請）

第9条 補助事業者は、第6条第2項に定める交付申請日以降に、年度途中で入園した園児の授業料等の減免に係る経費について補助金の交付を受けようとするときは、幼稚園就園奨励費補助金変更交付申請書（様式第9号）を1月31日（同日が休日に当たるときにはその翌日）までに教育委員会に提出しなければならない。

2 年度途中で授業料等の減免に係る経費について減額が生じたときは3月20日（同日が休

日に当たるときにはその翌日)までに幼稚園就園奨励費補助金変更交付申請書を教育委員会に提出しなければならない。

3 前2項の申請には、第6条第3項第1号に規定する幼稚園奨励費補助金に係る事業計画書を添付しなければならない。

(変更交付の決定)

第10条 教育委員会は、前条の規定により幼稚園就園奨励費補助金変更交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは補助金の変更交付決定を行い、幼稚園就園奨励費補助金変更交付決定通知書(様式第10号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 規則第16条の実績報告は、補助事業が完了した日から起算して15日以内又は3月20日(同日が休日に当たるときにはその翌日)のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第11,11-1,11-2,11-3号)を教育委員会に提出して行わなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 規則第17条の通知は、幼稚園就園奨励費補助金の額の確定通知書(様式第12号)により行うものとする。

(補助金の交付時期)

第13条 規則第19条第1項ただし書の規定により、交付決定額の限度内において1度に限り、請求により概算払いを行うことができる。

2 規則第19条第2項の補助金の交付請求は、補助金等交付請求書(様式第13号)を教育委員会に提出して行わなければならない。第9条の規定により補助金の変更交付を受けようとするときも、また同様とする。

(必要帳票類の整備等)

第14条 補助事業者は、授業料等の減免を証明するために、授業料等の減免確認書(様式第14号)を整理し、これを補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。また、その写しを、当該補助に係る会計年度の終了後1月以内に教育委員会に提出しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行し、平成16年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行し、平成17年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年5月16日から施行し、平成18年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年5月21日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年5月16日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年6月7日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。

## 岡山市私立幼稚園就園奨励費補助金の計算方法について

(制定 平成14年5月31日)

岡山市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第5条のただし書の規定による途中入退園の園児に係る補助限度額の計算方法は以下のとおりとする。

### 1 当該年度に入園料を納めている場合

$$\left[ \begin{array}{l} \text{岡山市私立幼稚園就園奨励費} \\ \text{補助金交付要綱別表1に掲げる} \\ \text{区分に応じた額} \end{array} \right] \times (\text{保育料(授業料)の支払い月数} + 3) \div 15$$

百円未満を四捨五入

### 2 当該年度に入園料を納めていない場合

$$\left[ \begin{array}{l} \text{岡山市私立幼稚園就園奨励費} \\ \text{補助金交付要綱別表1若しくは} \\ \text{別表2に掲げる区分に応じた額} \end{array} \right] \times \text{保育料(授業料)の支払い月数} \div 12$$

百円未満を四捨五入

### 附 則

この計算方法は、平成14年度の補助金交付より実施する。

別表第1（第5条関係）

補助金限度額（御南幼稚園を除く。）

（単位：円）

区 分	幼稚園に通 園している 幼児のうち	小学校1～ 3年生の兄 姉がいない 世帯	小学校1～ 3年生の兄 姉が1人い る世帯	小学校1～ 3年生の兄 姉が2人い 上いる世帯
生活保護世帯 市民税非課税世帯	1人目	135,300	148,800	150,200
	2人目	162,000	150,200	150,200
	3人目	189,000	150,200	150,200
市民税所得割非課 税世帯	1人目	103,000	120,800	121,600
	2人目	137,000	121,600	121,600
	3人目	170,000	121,600	121,600
市民税所得割課税 額34,500円以下の 世帯	1人目	79,000	99,600	99,800
	2人目	117,000	99,800	99,800
	3人目	156,000	99,800	99,800
市民前所得割課税 額183,000円以下の 世帯	1人目	55,500	78,000	80,100
	2人目	98,000	80,100	80,100
	3人目	141,000	80,100	80,100

備考

- 1 小学校1～3年生の兄姉がいる世帯であっても、世帯単位で、小学校1～3年生の兄姉がいない世帯の表を適用することができる。
- 2 就園児数及び年長者の認定は、特別支援学校の幼稚部，保育所，認定子ども園，知的障害児通園施設，難聴幼児通園施設，肢体不自由児施設通園部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に通う兄姉又は児童デイサービスを利用する就学前児童の兄姉がいる園児を含む。
- 3 この表において、「所得割非課税」「所得割課税額」とは、税額控除の適用前の額を意味する（調整控除は除く。）。

別表2（第5条関係）

補助金限度額（御南幼稚園）

（単位：円）

区 分	幼稚園に通園している 幼児のうち	小学校1～3年生の兄姉がいない世帯	小学校1～3年生の兄姉が1人いる世帯	小学校1～3年生の兄姉が2人以上いる世帯
生活保護世帯	1人目	75,600	75,600	75,600
	2人目	75,600	75,600	75,600
	3人目	75,600	75,600	75,600
市民税非課税世帯	1人目	20,000	26,000	32,000
市民税所得割非課税世帯	2人目	38,000	32,000	32,000
	3人目	75,600	75,600	75,600
市民税所得割課税世帯	3人目	75,600	75,600	75,600

備考

1 小学校1～3年生の兄姉がいる世帯であっても、世帯単位で、小学校1～3年生の兄姉がいない世帯の表を適用することができる。

2 就園児数及び年長者の認定は、特別支援学校の幼稚部、保育所、認定子ども園、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に通う兄姉又は児童デイサービスを利用する就学前児童の兄姉がいる園児を含む。

3 この表において、「所得割非課税」とは、税額控除の適用前の額を意味する。